

香取市グループホーム家賃負担軽減助成制度について

香取市では、グループホームに入居している方で、一定の要件を満たす方に對し、家賃の一部を助成しています。助成を受けるためには、申請が必要です。

■対象となる方

助成の対象となる方は、次の要件すべてに該当する方です。

ただし、生活保護を受給している方は、対象になりません。

① 市町村民税非課税世帯であること（配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること）

② 預貯金等の資産が一定の金額以下(※1)であること

(※1)「■助成額」→「預貯金等の資産の状況」参照

■助成額

区分		所得の状況	預貯金等の 資産の状況	助成額月額 (日額)
ア	市	合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超	単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下	3,000円 (100円)
イ	町	合計所得金額と年金収入額の合計が82万6500円超120万円以下	単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下	5,000円 (160円)
ウ	村	合計所得金額と年金収入額の合計が82万6500円以下	単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下	8,000円 (260円)
エ	民 税 世 帯	老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	12,000円 (390円)

- ・非課税年金（遺族年金・障害年金等）も収入として算定します。
- ・第2号被保険者（40歳以上64歳以下）は、区分に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば、対象となります。

■助成期間

申請書提出日から最初に迎える7月末日までです。

現在助成を受けている方が、引き続き8月1日以降も助成を希望される場合は、6月中旬から7月末日までに申請が必要です。

■助成方法

認定後、「香取市認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減認定通知書」を申請者へ郵送しますので、グループホームへ提示してください。グループホームから助成額を減額した家賃が請求されます。

助成額が市から被保険者に支払われることはありません。

■申請に必要な書類

提出書類		備考
香取市認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減認定申請書（第1号様式）		
利用契約書の写し		原本を持参すること または次の①～③が確認できるページの写し ① 利用者氏名 ② 入居日 ③ 利用者及び事業者のサイン
重要事項説明書の写し (グループホームによって、書類の名称が「重要事項説明書」ではなく、「契約書別紙」等の場合があります。)		原本を持参すること または次の①、②が確認できるページの写し ① 家賃 ② 利用者及び事業者のサイン
預貯金等 ※配偶者がいる場合は、配偶者名義のものも必要です。	預貯金(普通・定期)	すべての通帳を持参すること または次の①～⑥が確認できる通帳の写し(インターネットバンキングであれば口座残高の写し) ① 金融機関名 ② 支店名 ③ 口座番号 ④ 口座名義 ⑤ 普通・定期最終残高 ⑥ 直近の年金受取 <u>※申請日から2ヶ月以内に記帳した通帳であること</u>
	有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
	出資金	出資金がわかるものの写し
	金・銀(積立購入を含む。)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に判断できる貴金属	購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
	投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
	現金	自己申告
非課税年金の年金振込通知書		該当する方のみ(毎年6月に日本年金機構から郵送されます。)

《問い合わせ先》

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

香取市役所 福祉健康部 高齢者福祉課 給付管理班 TEL 0478(50)1208